

<実費の負担>

援助活動において発生した交通費、及び児童に与える食事、おむつ等必要な消耗品等の実費については、提供会員に支払います。

区 分			金 額
援助のために外出した場合 の交通費等	自家用車利用	1回につき 5km毎	100円
	上記以外の交通手段		実費相当額

- ・初回の5kmまでは、距離が5kmに満たない場合であっても100円とし、5kmを超えるごとに100円を加算します。
- ・食事（ミルク）、おやつ、おむつ等は、原則として依頼会員が用意します。ただし、これらについて、提供会員が費用を負担した場合は、依頼会員が実費を支払います。

<ひとり親家庭等に対する利用料（報酬）の助成>

低所得者の一時的な負担を軽減します。

●助成対象●

- ①児童扶養手当受給世帯。
- ②生活保護世帯。
- ③市町村民税非課税世帯。

●助成制度●

- ・1月を単位に、当該月の利用料（報酬）の合計額の1/2を町が助成します。
（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります）
- ・交通費、食事代、おやつ代等の実費負担分及びキャンセル料は助成対象外です。
- ・助成金は助成対象者へ交付するのが原則ですが、助成対象者に代わって、提供会員が助成金を代理で受領することができます。

<各種保険加入について>**●依頼子供傷害保険●（年間一人あたり6,500円程度 町半額負担）**

- ・依頼会員の子どもが、預かり中での事故や傷害に対応するものです。

●サービス提供会員傷害保険●（町全額負担）

- ・提供会員が、預かり中や送迎中での事故、傷害に対応するものです。

●賠償責任保険●（町全額負担）

- ・ファミリーサポートセンター事業で行う保育サービス提供中の監督ミスや、提供した飲食物が原因の事故、管理している現金や預かり品の損壊、紛失、盗取、搾取などに対応します。

<病後児預かり事業>

保護者が児童を医療機関に受診させた後、次の条件を満たしており、預かりできる状態であるとサポートセンターが認める児童に限り援助活動ができます。

- ・今回の症状で医療機関を受診し、暫定診断がついていること。
- ・直近の24時間において、体温が37.5度を超えていないこと。
- ・通常の半量程度の食事と水分摂取が可能であること。
- ・腹痛及び嘔吐がなく、下痢があっても水様性でないこと。

問い合わせ先

子育て支援センター 電話 5-1254（認定こども園内）